

デイサービスごしき運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 株式会社メディトピア湘南が開設するデイサービスごしき（以下「事業所」という。）が実施する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕は、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 事業所では、通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づいて、従事者が協力し必要な日常生活訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急の理由を記録すること。
- 3 事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 デイサービスごしき
- (2) 開設年月日 平成27年7月1日
- (3) 所在地 神奈川県平塚市東真土3丁目8番48号
- (4) 電話番号 0463-51-6699
FAX番号 0463-51-6624
- (5) 管理者名 青木 健二

(従業者の職種、員数)

第5条 事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤兼務1名) |
| (2) 生活相談員 | 3名(常勤兼務3名) |
| (3) 介護職員 | 9名(常勤兼務3名非常勤兼務6名) |
| (4) 機能訓練指導員 | 6名(非常勤兼務6名) |
| (5) 看護職員 | 4名(非常勤兼務4名) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 生活相談員は事業所に対する利用の申し込みによる調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕の作成等を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づく介護を行う。
- (4) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導や助言を行う。
- (5) 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日および営業時間)

第7条 事業所の営業日および営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(祝祭日も含む)
- (2) 年末年始12月31日～1月3日までは休みとする。
- (3) 営業日は、午前8時30分から午後17時30分までを営業時間とする。
- (4) サービス提供時間は、1単位 午前9時30分から午後16時35分までとする。

(指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の利用定員)

第8条 事業所の利用定員数は、1単位 39名とする。

(指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業を合わせて)

(指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の内容)

第9条

- 1 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕は、従事者によって作成される通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づいて、日常生活動作訓練や生活指導(相談・援助等)を行う。
- 2 通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づき、食事を提供する。
- 4 通所介護計画〔介護予防通所介護計画〕に基づき、日常生活上の世話、機能訓練(介護予防)やレクリエーションを行う。
- 5 居宅および事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額を受けるとする。
- 2 介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額を受けるとする。
- 3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるとする。
 - (1) 昼食代：690円
 - (2) おやつ代：110円
 - (3) おむつ代：L190円・M170円・S130円
 - (4) 紙パンツ代：L190円・M170円
 - (5) 尿取りパット：50円
 - (6) レク材料費：実費
- 4 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 6 利用日の前日17時30分までに利用しない旨の連絡がない場合、キャンセル料として昼食代とおやつ代の支払いを受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

平塚市（市内一部） 東真土・大神・横内・田村・四之宮・西真土・大島・下島・幸町・小鍋島・豊田本郷・豊田打間木・東豊田・南豊田・北豊田・中原八幡・東八幡・西八幡・長瀬・堤町・東中原・中原下宿・高浜台中原上宿・南原・新町・御殿・追分・浅間町・諏訪町・富士見町・豊原町・中里・達上ヶ丘・上平塚・平塚・桜ヶ丘・見付町・錦町・紅谷町・宝町・明石町・立野町・宮ノ前・宮松町・天沼・老松町・榎木町・中堂・吉際・寺田縄・桃浜町・代官町・龍城ヶ丘・董平・松風町・夕陽ヶ丘・達上ヶ丘・八重咲町・袖ヶ浜・札馬上・須賀・千石河岸・久領堤・高浜台・豊原町・豊田小嶺・豊田宮下

伊勢原市（市内一部） 小稲葉・上谷・下谷・沼目・上平間・下平間

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・所持品について貴重品の持ち込みは禁止とする。
- ・金銭の管理は、行わない。
- ・宗教活動は、禁止とする。
- ・ペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

- ・利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- ・職員に対しての身体的暴力・精神的暴力・セクシュアルハラスメントは禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、建物管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所管理者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従事者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は利用者を含めた総合避難訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供を行っているときに利用者に体調不良・病状の急変等が生じた場合は家族に連絡を行い、家族の判断による速やかな措置を講じるとともに、管理者に報告する。家族に連絡が取れない場合は、主治医等に相談の上速やかに措置を講じる。また緊急事態が生じた場合は、家族等への連絡や緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第15条 従事者は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める株式会社メディトピア湘南の就業規則による。

（職員の健康管理）

第18条 職員は、事業所が行う年1回の健康診断を受診する。

（衛生管理）

第19条

- 1 利用者の使用する、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（個人情報の保護）

第20条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従事者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（苦情処理）

第21条

- 1 指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第22条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第23条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、指定通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕に次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 通所介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (5) 苦情・相談等に関する記録
 - (6) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- 4 利用者ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)について求めがあった場合は開示を行う。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求については、書面等によりご本人様のご了解を得てからの情報提供を行うものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社メディトピア湘南と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成27年 7月1日より施行する

平成28年 1月7日 第8条 利用定員数の変更

平成28年 3月31日 第8条 利用定員数の変更

平成28年 8月5日 第8条 利用定員数の変更

平成29年 1月9日 第8条 利用定員数の変更

平成30年 6月13日 第8条 利用定員数の変更

令和 3年 5月1日 第4条 管理者の変更

令和 5年 2月1日 第4条 管理者の変更

令和 6年 5月1日 第12条 事業所の利用に当たっての留意事項追加

令和 6年 5月1日 第7条 営業日の変更